

## 改正個人情報保護法の法体系

項 目		内 容	対比表
第1章	総則	現行法制体系 基本法	1～3頁
	1 目的 2 定義		
第2章	国及び地方公共団体の責務等		3頁
第3章	個人情報の保護に関する施策等	一般法 民間部門 ☞ 地方独立行政法人に大部分が課される規律となる	3～5頁
	1 個人情報の保護に関する基本方針		
	2 国の施策		
	3 地方公共団体の施策 4 国及び地方公共団体の協力		
第4章	個人情報取扱事業者等の義務等 (抜粋) 1 総則 6 雑則	一般法 民間部門 ☞ 地方独立行政法人に大部分が課される規律となる	5～7頁
第5章	行政機関等の義務等	一般法 公的部門 ☞ 基本的に、現行の行政機関個人情報保護法が踏襲されている  ☞ 「3 個人情報ファイル」及び「5 行政機関等匿名加工情報の提供等」は新たに課される規律である	
	1 総則		7～9頁
	2 行政機関等における個人情報の取扱い		9～14頁
	3 個人情報ファイル※		14～15頁
	4 開示、訂正及び利用停止 ① 開示 ② 訂正 ③ 利用停止 ④ 審査請求 ⑤ 条例との関係		15～28頁
	5 行政機関等匿名加工情報の提供等※		28～32頁
	6 雑則		32～34頁
第6章	個人情報保護委員会	すべての部門の監視監督機関	34～36頁
第7章	雑則 (略)		—
第8章	罰則		36～38頁
(参考) 情報公開・個人情報保護審査会設置法		審査請求を審議する機関	38～41頁